

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

1 政策の方向性

- ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	28.2%	25%以上 <30%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

施策1-4-1 総合的なケアの推進

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

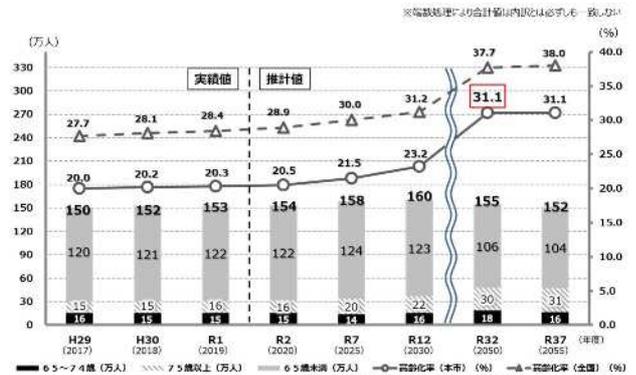
施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策1-4-1 総合的なケアの推進



1 これまでの主な取組状況

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内において多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるように考え方の共有を進め、「システム構築」につなげています。
- 各区に設置した地域みまもり支援センターについて、地域における更なる取組の周知とともに、関係機関との連携強化を進めるため、区役所の保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称し、市民が抱えるさまざまな生活課題への対応に取り組んでいます。



資料：川崎市年齢別人口・川崎市第3期実施計画策定に向けた人口推計から作成

2 施策の主な課題

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有を引き続き進めるとともに、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるよう、住民が主役の地域づくりを進めることが必要です。
- 高齢化による要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、介護・生活支援サービスに対する需要に対応できる持続可能なサービス提供のしくみづくりや、ICTを活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅療養の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題になっています。
- 急速な高齢化が進む中、年齢や障害等の状況が変わっても、住み慣れた地域や自らが望む場で質の高い生活を送り続けるために継続的なサポートを受けられるよう、全世代・全対象型の支援を提供していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえながら、困りごとを抱えた人が取り残されないよう、着実に個別支援を進めるとともに、支え合い・助け合い等による地域力の向上をめざし、地域のつながりを保つための取組が必要です。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、地域の相談拠点と専門医療機関の連携による相談支援体制とともに、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、身体合併症への対応などを図る医療体制を強化する必要があります。
- 増加傾向にある大規模災害の発生に備え、要援護者の援護体制の強化を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進
- ★ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえた、地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合い等、地区カルテを活用した地域マネジメントの推進
- ★ 医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養・看取りのしくみづくりの推進
- ★ 対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションと高齢者の自立支援や効果的な介護予防の推進
- ★ 認知症の予防、早期発見・対応に向けた普及啓発と、認知症の人と家族を支える支援ネットワークの構築
- ★ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人 (要介護・要支援認定者)の割合※1 (健康福祉局調べ)	17.07 % 前期高齢者 4.82 % 後期高齢者 32.02 % (平成26(2014)年度)	19.02 % 前期高齢者 4.79 % 後期高齢者 32.99 % (令和2(2020)年度)	18.40 %以下 前期高齢者 4.81 %以下 後期高齢者 32.59 %以下 (平成29(2017)年度)	19.18 %以下 前期高齢者 5.15 %以下 後期高齢者 33.04 %以下 (令和2(2020)年度)	22.09 %以下 前期高齢者 4.52 %以下 後期高齢者 34.73 %以下 (令和7(2025)年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理解度※2 (市民アンケート)	10.1 % (平成27(2015)年度)	9.9 % (令和元(2019)年度)	16.0 %以上 (平成29(2017)年度)	32.0 %以上 (令和3(2021)年度)	42.0 %以上 (令和7(2025)年度)
地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域みまもり支援センターの認知度 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	31.0 % (令和元(2019)年度)	—	—	50.0 %以上 (令和7(2025)年度)
在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26(2014)年度)	1,007 人 (令和2(2020)年度)	750 人以上 (平成29(2017)年度)	1,350 人以上 (令和3(2021)年度)	1,750 人以上 (令和7(2025)年度)
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6 % (平成25(2013)年度)	11.0 % (令和元(2019)年度)	10.6 %以上 (平成28(2016)年度)	15.0 %以上 (令和元(2019)年度)	20.0 %以上 (令和7(2025)年度)
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5 % (平成27(2015)年4月)	83.1 % (令和2(2020)年4月)	96.2 %以上 (平成30(2018)年4月)	97.2 %以上 (令和4(2022)年4月)	98.2 %以上 (令和8(2026)年4月)
民生委員児童委員の認知度 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	53.9 % (令和元(2019)年度)	—	—	70.0 %以上 (令和7(2025)年度)
認知症サポーター累計養成者数 (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26(2014)年度)	70,024 人 (令和2(2020)年度)	35,900 人以上 (平成29(2017)年度)	78,480 人以上 (令和3(2021)年度)	110,480 人以上 (令和7(2025)年度)

※1 第2期実施計画から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。

※2 ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 ・多様な手法によるさまざまな世代への普及啓発の推進 ●民間企業を含めた多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 R2地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数：1回 ・ワーキンググループによる取組の検討 R3地域包括ケアシステム懇話会の開催数：1回 ●小地域における地域マネジメントの取組推進 ・各区における地区カルテを活用した地域課題の把握と支援の実施 ・コミュニティ施策と連携した取組の推進 ●住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり ・包括的相談支援モデルの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手法と幅広い広報媒体を活用したさまざまな世代に向けた普及啓発の推進 ・地域包括ケアシステム連絡協議会の開催 ・ワーキンググループによる新たな地域資源や取組の開発 ・地域包括ケアシステム懇話会の開催 ・地区カルテを活用した地域課題の把握と支援の実施 ・コミュニティ施策と連携した取組の推進 ・重層的な支援体制の構築に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の第2段階のシステム構築期（R7年度）の成果や課題等の検証 ●団塊ジュニア世代が高齢者となるR22年を見据えた第3段階の進化期における取組の方向性の整理
介護予防事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・介護状態等となることや重症化を防ぐため、効果的な介護予防と地域リハビリテーションの具体的な取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 ・介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の実施 ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・一般介護予防事業（総合事業）の実施 ●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ・フレイル予防の普及啓発の実施 ●地域リハビリテーション支援拠点による介護予防の推進に向けた支援の実施 ・地域リハビリテーション支援拠点の運営開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 ・「いこい元気広場事業」によるフレイル予防の普及啓発 ・地域リハビリテーション支援拠点によるケアマネジャー支援、地域の介護予防活動の支援 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
認知症高齢者対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催 R2認知症介護指導者養成研修受講者数：2人 R2認知症サポート医養成研修受講者数：6人 R2フォローアップ研修受講者数：30人 R2かかりつけ医研修受講者数：50人 R2病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：200人 ●早期診断・早期対応に向けた取組 認知症疾患医療センターの2か所増設 認知症訪問支援チームによる支援の実施 軽度認知障害(MCI)スクリーニング検査モデル事業の実施 ●認知症高齢者等の生活支援の実施 R2認知症サポーター養成講座受講者数：8,000人 ・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアバス等の普及 ・認知症カフェの普及 ・若年性認知症支援コーディネーターによる支援の実施 ・「チームオレンジ」の整備に向けた検討 ●介護者の負担軽減に向けた取組の推進 ・認知症コールセンターの運営 ・「認知症等行方不明高齢者等SOSネットワーク事業」の実施 ・認知症事故救済制度のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する研修の実施 ・早期診断・早期対応に向けた地域医療の提供と連携の推進 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症ケアバス等の普及を通じて認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながるよう支援 ・若年性認知症コーディネーターによる就労継続等の支援の実施 ・認知症の人や家族と支援者をつなぐ「チームオレンジ」の整備 ・認知症の介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談の実施 ・行方不明高齢者の早期発見に向けた取組の推進 ・認知症事故救済制度のあり方の検討 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
在宅医療連携推進事業 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日の在宅医療推進のしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成 ・在宅療養調整医師の配置(7名) ●医療と介護の連携に向けたしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> R2在宅療養推進協議会開催数:3回 ・在宅医療サポートセンターの運営 ・看取り提供体制の構築に向けた検討 ●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> R2シンポジウム開催数:1回 ・リーフレット「在宅医療Q&A」、在宅医療情報誌「あんしん」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携を促進する研修の実施 ・各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進 ・多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施 ・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり ・多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進 ・看取り提供体制の構築に向けた取組の推進 ・在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催 ・リーフレット等の発行、配布 	事業推進
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市政だより等による広報 R2協力事業者数:69か所 R2表彰者数:3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワークの広報の実施 ・協力民間事業者の拡充に向けた取組の実施 ・人命救助につながった協力民間事業者への表彰 	事業推進
地域リハビリテーション推進事業 総合リハビリテーションセンターを中心に、対象者を年齢や疾病、障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●総合リハビリテーション推進センターを中心とする取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市内全体のリハビリテーションの支援力向上に向けた総合的な課題の整理と検討 ●地域リハビリテーションセンターにおける支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組の推進 ●地域リハビリテーション体制構築に向けた人材育成の実施 <ul style="list-style-type: none"> R3従事者向け研修の実施回数:30回 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた取組の推進 ・継続実施 ・地域リハビリテーションの取組を促進する研修の実施 	事業推進
災害救助その他援護事業 災害時に高齢者や障害者等の要援護者の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の要援護者に対する支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「災害時要援護者避難支援制度」に基づく取組の推進 ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーションセンターへの二次避難所の設置 ・二次避難所の物資・備蓄品の整備、感染症を踏まえた開設訓練の実施 ●大規模災害時の福祉拠点機能の強化に向けた「災害福祉ガイドライン」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害福祉調整本部の設置と災害福祉システム構築・仮運用 ・受援体制の検討と福祉施設の業務継続計画(BCP)作成支援の実施 ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 <ul style="list-style-type: none"> R2支給件数:42件 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急入所、個別避難計画の作成支援、医療的ケア児者への支援の実施 ・二次避難所の整備・拡充に向けた取組 ・大規模災害時の福祉拠点機能の強化 ・弔慰金及び見舞金の支給 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
民生委員児童委員活動育成等事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員の適正配置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・活動環境の向上等の取組の検討 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の育成・支援 ●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な研修の実施及び広報の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・増員に向けた調整や欠員対策の実施 ・検討結果を踏まえた取組の推進 ・継続実施 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 	事業推進
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追いつめられない社会の実現に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と効果的な普及啓発の推進 ●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・R2ゲートキーパー講座開催回数：6回 ●自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・ゲートキーパー講座の開催 ・継続実施 ・計画に基づく取組の推進、計画改定に向けた取組の実施 	事業推進
権利擁護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供など、権利擁護の取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「あんしんセンター」の運営 <ul style="list-style-type: none"> 運営数：各区1か所 ●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> R2成年後見制度のシンポジウムや各種研修の開催数：4回 ・成年後見制度に関する相談支援の実施 ・市民後見人の支援等の推進 ●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催、及び弁護士等による相談支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2開催数：2回 ・市職員向け虐待対応研修及び権利擁護に関する弁護士相談事業の実施 ●障害者差別解消推進法に基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業の実施 ・シンポジウムや各種研修の実施 ・中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施 ・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施 ・継続実施 	事業推進
障害者相談支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹型3か所、地域型23か所の設置・運営 ●地域自立支援協議会の推進 <ul style="list-style-type: none"> R2開催回数：2回 ●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・体制強化に向けた支援やサポートプラン作成の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営と地域の関係機関との連携 ・地域のネットワークづくりの推進 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と、介護が必要になった時でも必要な介護サービスなどを選択して住み慣れた地域で暮らせるよう介護サービスの基盤整備を進めるとともに、増加するひとり暮らし高齢者が、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りや、ICTを活用した見守り支援を進めています。
- 高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価するしくみとして「かわさき健幸福寿プロジェクト」に取り組んでいます。
- 介護人材の確保に向けて、4つの重点的な項目として、啓発イベントの開催などによる「人材の呼び込み」、福祉人材バンクの就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」、職務階層に応じた研修の「キャリアアップ支援」に取り組むとともに、求職者と介護サービス事業所の双方を一体的に支援する「介護人材マッチング・定着支援事業」を行っています。

要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）



資料：第8期川崎市小売者保健福祉計画・介護保険計画から作成

2 施策の主な課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる多様な居住環境の実現を図るための介護サービス基盤の構築や、要介護・要支援高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大と多様化に柔軟に対応することができるサービスの着実な提供が求められています。
- いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年、またその先の団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になる令和22（2040）年に向け、医療・看護・介護サービスの人材確保が課題となっていることから、限られた資源を効率的・効果的に活用して、持続可能なケアの提供体制を構築していく必要があります。

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

3 施策の方向性

- ★ 質の高い介護サービス基盤の整備と介護が必要となっても自分らしく暮らし続けるためのサービスの着実な提供
- ★ 高齢者福祉施設の長寿命化、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保
- ★ 災害や感染症等発生時の高齢者福祉施設の安定的な運営に向けた取組と、社会変容への的確な対応
- ★ 限られた人的資源の効率的・効果的な活用と、介護ロボット等の導入による介護職員の身体的負担の軽減とICTを活用した業務の効率化

4 直接目標

- 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数） (健康福祉局調べ)	10,380 人/年 (平成27 (2015) 年度)	19,912 人/年 (令和2 (2020) 年度)	19,668 人/年以上 (平成29 (2017) 年度)	23,316 人/年以上 (令和2 (2020) 年度)	39,586 人/年以上 (令和7 (2025) 年度)
現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合） (高齢者実態調査)	94.3 % (平成25 (2013) 年度)	94.0 % (令和元 (2019) 年度)	94.3 %以上 (平成28 (2016) 年度)	94.3 %以上 (令和元 (2019) 年度)	94.3 %以上 (令和7 (2025) 年度)
かわさき健康福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率） (健康福祉局調べ)	改善 16.7 % 維持 63.9 % (平成27 (2015) 年度)	改善 6.2 % 維持 78.0 % (令和2 (2020) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (令和3 (2021) 年度)	改善 17 %以上 維持 65 %以上 (令和7 (2025) 年度)
かわさき健康福寿プロジェクトの参加事業所数 (健康福祉局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	256 事業所 (令和2 (2020) 年度)	—	300 事業所以上 (令和3 (2021) 年度)	400 事業所以上 (令和7 (2025) 年度)
介護人材の不足感（介護人材の確保・定着に関する実態調査）	75.7 % (平成25 (2013) 年度)	75.8 % (令和元 (2019) 年度)	74 %以下 (平成28 (2016) 年度)	72 %以下 (令和元 (2019) 年度)	70 %以下 (令和7 (2025) 年度)
介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数 (健康福祉局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	82 人 (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 人以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施 R1年普及啓発イベント参加者数：350人 ●介護の仕事に就くための支援の実施 R2再就職支援セミナー参加者数：81人 R2介護人材マッチング・定着支援事業研修受講者数：82人 ・外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 ●介護人材の定着支援の実施 R2「メンタルヘルス相談窓口」による就労実績：58人 ・介護ロボットの導入支援の取組の検討・実施 ●介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施 R2階層別研修実施回数：55回 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催等による普及啓発や介護職員への支援の実施 ・再就職支援セミナーや介護人材マッチング・定着支援、外国人介護人材の受入れ、資格取得に向けた各種研修などの実施 ・メンタルヘルス相談や介護ロボットの導入などの促進 ・階層別研修の実施によるキャリアアップ支援の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
介護サービスの基盤整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」の着実な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「第8期」計画の策定（R2） ●特別養護老人ホームの整備 <ul style="list-style-type: none"> R2開所：0床 R3開所：153床 累計：4,955床 ・川崎区日進町地区、短期入所生活介護の本入所への転換 ●介護付有料老人ホームの整備 <ul style="list-style-type: none"> R2.3の定員数：7,584名 R3.3の定員数：7,584名 ●認知症高齢者グループホームの整備の整備 <ul style="list-style-type: none"> R2.3のユニット数：263ユニット R3.3のユニット数：265ユニット ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 <ul style="list-style-type: none"> R2開所：0か所 累計：22か所 ●（看護）小規模多機能型居宅介護の整備 <ul style="list-style-type: none"> R2開所：2か所 R3開所：8か所 ●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」の改訂と、計画に基づく老朽化対策・建替え支援の実施 ●介護サービスの質の確保に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・監査指導の実施 ・災害、感染症等の発生時の施設の安定的な運営に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の実施 ・次期計画の策定 ・特別養護老人ホームの整備推進 ・介護付有料老人ホームの整備推進 ・認知症高齢者グループホームの整備推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進 ・（看護）小規模多機能型居宅介護の整備推進 ・計画に基づく取組の推進 ・監査指導の実施 ・災害や感染症等発生時の介護サービス事業所の安定的な運営に向けた取組の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
介護保険事業 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の安定的な運用 ・ニーズを踏まえた利用者本位のサービス提供 ・介護保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める「介護保険事業計画」の策定 ・「第8期介護保険事業計画」の策定 (R2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位のサービス提供の実施 ・滞納整理の強化や収入未済額縮減に向けた取組の推進 ・計画に基づく取組の実施 ・「第9期介護保険事業計画」の策定 	事業推進
かわさき健幸福寿プロジェクト 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進 R3参加事業所数：300か所 R3参加利用者数：270人 ●プロジェクトの取組の積極的な周知及び介護サービス利用者・介護サービス事業所の参加に向けた意識の醸成 ・表彰、公表等インセンティブの付与 R3事業所を対象とした自立支援に重点を置いたケアに関する講習会参加者数：30人 R3取組事例発表会の開催回数：1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの趣旨等の普及啓発と参加促進 ・これまでの取組の検証と国や他都市の動向、データ分析を踏まえた事業の改善 ・一定の成果をあげた事業所及び利用者に対するインセンティブの付与 ・介護保険制度への反映など、国の動向を踏まえた事業実施のあり方の見直し・検討 ・自立支援の実践のための講習会の開催 ・取組事例の共有による意識醸成と実践の促しのための研修会の開催 	事業推進
高齢者生活支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組むとともに、高齢者の生活を支える介護保険外のサービスの提供や日常生活用具の給付等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施 ・民生委員児童委員の協力による状況把握や安否確認等の実施 ●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進 ・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築 ●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施 ・緊急通報システムを活用した見守りの実施 ●高齢者の生活を支えるサービスの提供の実施 ・さまざまなサービスの提供と給付の実施 ●高齢者がいつまでも安心して暮らせるための終活支援事業の実施 ・終活支援事業のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りの継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・訪問理美容サービス、寝具乾燥事業の実施と紙おむつや日常生活用具の給付 ・終活支援事業の創設と実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり



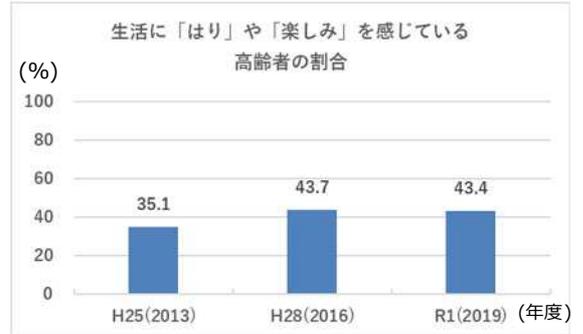
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出支援に取り組むとともに、希望する高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの取組を支援しています。また、各種講座や介護予防イベントの実施、全国健康福祉祭（ねりんピック）への選手派遣などを実施しています。
- 高齢者の地域活動への参加の場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを運営しています。また、より多くの地域住民に利用される施設とするため、多世代交流などの地域交流に取り組んでいます。



資料：「高齢者実態調査」

2 施策の主な課題

- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向けて、高齢者の増加や、デジタル化の進展等に伴うニーズの変化を踏まえた取組を進めるとともに、新しい生活様式を見据えた制度への再構築が必要です。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援する仕組・環境の整備
- ★ 高齢者の更なる増加や社会環境の変化を見据えた制度の再構築
- ★ 高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、地域交流の促進や多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施

4 直接目標

- 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	26.7 % (平成25 (2013) 年度)	31.8 % (令和元 (2019) 年度)	27.8 %以上 (平成28 (2016) 年度)	32.5 %以上 (令和元 (2019) 年度)	38.3 %以上 (令和7 (2025) 年度)
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	48.1 % (平成25 (2013) 年度)	52.5 % (令和元 (2019) 年度)	50.0 %以上 (平成28 (2016) 年度)	52.5 %以上 (令和元 (2019) 年度)	55.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
高齢者向け施設 (いきいきセンター) の利用実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25 (2013) 年度)	111,242 人 (令和2 (2020) 年度)	29万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	29.1万 人以上 (令和3 (2021) 年度)	29.2万 人以上 (令和7 (2025) 年度)
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1 % (平成25 (2013) 年度)	43.4 % (令和元 (2019) 年度)	36 %以上 (平成28 (2016) 年度)	50 %以上 (令和元 (2019) 年度)	55 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	● 高齢者の外出支援に向けた取組の実施 ・バス優待乗車証の交付 ・持続可能な制度の構築とICTの導入に向けた取組の実施 ・福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	・バス優待乗車証のICT化の実施と持続可能な制度構築 ・ICTを活用した新たな外出支援施策の推進	事業推進
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	● 高齢者の就業の場の確保 ・シルバー人材センターに対する支援の実施	・継続実施	事業推進

施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「シニアパワーアップ推進事業」の実施 R2自己啓発講演会開催回数：1回 R2シニア向け傾聴講座開催回数：1回 R2パソコン講座開催回数：3回 R2情報誌の発行回数：4回 <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣 R1選手派遣：20種目134名 ・神奈川大会開催に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●いきがい・健康づくり等普及啓発事業の実施 R2講演会開催回数：1回 <ul style="list-style-type: none"> ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施と持続可能な制度構築 R2対象者数：6,268人 <ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉の実施 ・かわさき福寿手帳の発行とあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ●外国人高齢者支援の実施 ・外国人高齢者福祉手当の支給 ・ふれあい館における相談・交流事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアパワーアップ推進事業の推進 ・新たなニーズを踏まえた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川大会開催と選手派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催等による普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 ・持続可能な制度構築 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき福寿手帳の見直しの検討 ・老人福祉大会等の実施と老人クラブ活動等の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人高齢者福祉手当の支給 ・相談・交流事業の実施 	事業推進
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。また、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 R2いこいの家及びいきいきセンター利用者数：325,449人 <ul style="list-style-type: none"> ●いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施 R2いこいの家の老朽化対策実施数：2か所 ・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの検討・実施 ・新たな利用者の獲得に向けた取組の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備 ・中原いきいきセンターの移転・整備に向けた検討 ・大師・田島いこいの家の移転・整備に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども文化センターとの連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進 R2事業実施数：23か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・移転に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の取組の実施と更なる推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実



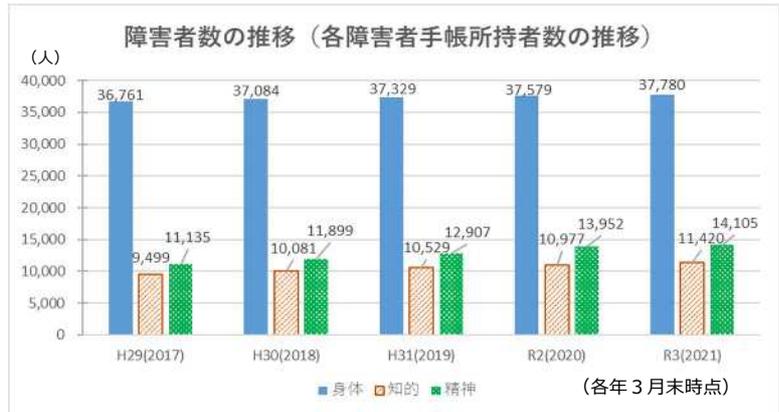
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。
- 障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けて、軽度の障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、地域療育センターにより専門的な支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者により、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。



資料：健康福祉局調べ

2 施策の主な課題

- 支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- 医療技術の進歩や障害に対する理解の深まり等に伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、障害特性やライフステージなどの状況に合わせた支援体制の構築
- ★ 短期入所の充実、日中活動の場の確保など、障害者の在宅生活を支援する基盤の充実に向けた整備
- ★ 新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援体制の充実と中重度の児童に対する地域療育センターを中心とした療育体制の確保
- ★ 医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」の在宅生活を支える支援の充実
- ★ 災害や感染症等の発生時の円滑な対応に向けた物資の確保や応援体制の構築

4 直接目標

- 障害者が生活しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人/月 (平成26(2014)年度)	6,142 人/月 (令和2(2020)年度)	4,865 人/月以上 (平成29(2017)年度)	6,928 人/月以上 (令和3(2021)年度)	7,254 人/月以上 (令和7(2025)年度)
グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	998 人/月 (平成26(2014)年度)	1,458 人/月 (令和2(2020)年度)	1,331 人/月以上 (平成29(2017)年度)	1,459 人/月以上 (令和3(2021)年度)	1,819 人/月以上 (令和7(2025)年度)
長期(1年以上)在院者数(精神障害) [※] (健康福祉局調べ)	65歳未満 306 人 65歳以上 345 人 (平成25(2013)年度)	65歳未満 311 人 65歳以上 449 人 (令和2(2020)年度)	65歳未満 271 人以下 65歳以上 290 人以下 (平成29(2017)年度)	65歳未満 234 人以下 65歳以上 401 人以下 (令和3(2021)年度)	65歳未満 189 人以下 65歳以上 368 人以下 (令和7(2025)年度)
市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数(健康福祉局調べ)	第3期実施計画から新たに設定	53 人 (令和元(2019)年度)	—	—	61 人以上 (令和7(2025)年度)

※ 第2期実施計画から、65歳未満と65歳以上の長期入院者の人数を目標値として設定しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標		
	現状 令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者通所事業所等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・高津区子母口通所施設（拠点型：地域生活支援拠点、短期入所施設併設）の設計 ● 障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づく再編整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高津区子母口通所施設開所 ・小規模生活介護事業所の整備 ・第3期障害者通所事業所整備計画の策定 ・計画に基づく老朽化施設の再編整備等に向けた取組の実施 	事業推進
障害者日常生活支援事業 障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施 ● 精神障害者への地域移行支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の実施 ・中部リハビリテーションと連携した地域移行支援の実施 ・重層的な地域支援連携体制の構築に向けた取組の推進 R2研修会、協議会の開催回数：7回 ● 災害や感染症等の発生時における支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における福祉支援体制整備の取組 ・新型コロナウイルス感染症への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 ・地域移行支援の推進に向けた取組の実施 ・社会福祉施設等を利用した二次避難所整備の取組の実施 ・障害福祉サービス継続のための衛生用品の備蓄や必要時の配布等の支援の実施 	事業推進
障害児施設事業 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・給付費等の支給 ・医療的ケア児者の支援に向けた取組の検討と実施 ● 障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 <ul style="list-style-type: none"> R2事業所数：計54か所 ・障害児相談支援事業所の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供等による地域生活支援の実施 ・医療的ケア児者の実態を踏まえた支援の実施 	事業推進
障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 <ul style="list-style-type: none"> R2給付件数：2,738件 ・継続実施 ● 障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 <ul style="list-style-type: none"> R2給付件数：33,698件 ・継続実施 		事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域療育センター等の運営 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供するための体制を構築します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 ・療育に関する相談支援の実施 ・地域の関係機関に対する支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども発達・相談センターの整備と連携体制の構築 子ども発達・相談センターの整備か所数：2か所（川崎区、幸区） ・相談・支援の実施と地域の機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児や発達に不安のある児童などに対する相談・診察・訓練等の支援の実施 ・地域の関係機関への技術援助と情報提供の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達・相談センターの整備と安定的な運営、地域の機関との連携 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。
- 障害者手当等支給事業、障害者団体等支援事業や障害者週間記念事業等を実施することで障害者の自立と社会参加を促進するとともに、バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段の確保に取り組んでいます。
- 精神保健福祉手帳制度等の適正な運用、ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の専門相談支援機関を設置し、地域関係機関と協働した精神保健福祉関連事業の実施を行うことで、市民のこころの健康のケア、精神障害者の社会参加や自立の促進とその家族の支援に取り組んでいます。



2 施策の主な課題

- 障害者雇用を取り巻く環境の変化や新しい生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ひきこもりの状態にある人に対して、切れ目ない支援を実施していくためのネットワークの構築が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化や障害者特性、本人の希望を踏まえた取組の推進
- ★ 多様な主体との連携を図りながら、さまざまなイベントや場面などを捉えた共生社会に向けた取組の推進
- ★ 「ひきこもり地域支援センター」を中心とする切れ目ない支援の実施に向けたネットワークの構築

4 直接目標

- 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	180 人 (平成26 (2014) 年度)	271 人 (令和元 (2019) 年度)	228 人以上 (平成29 (2017) 年度)	272 人以上 (令和3 (2021) 年度)	345 人以上 (令和7 (2025) 年度)
障害者が社会参加しやすいまちだ と思う市民の割合 (市民アンケート)	30 % (平成27 (2015) 年度)	29.3 % (令和元 (2019) 年度)	31 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (令和3 (2021) 年度)	35 %以上 (令和7 (2025) 年度)
障害福祉施設から一般就労した方 の 1 年後の就労定着率 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	72.9 % (令和元 (2019) 年度)	—	—	75.3 %以上 (令和7 (2025) 年度)
ひきこもり地域支援センターで対応 するひきこもりに関する相談の件数 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	1,418 件 (令和2 (2020) 年度)	—	—	1,800 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
障害者就労支援事業 一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等の特性に応じた就労支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた支援の実施 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施 ● 障害者雇用を行う企業への支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2 障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：3 回 ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム (K-STEP) の普及・啓発 ● 障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上の取組の推進 R2 販売会開催回数：1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ・障害者の特性に応じた多様な働き方の推進 ・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援 ・障害福祉サービス事業所向けの業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした工賃向上に向けた取組の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
障害者社会参加促進事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者社会参加推進協議会の実施 R2開催回数：2回 ・障害者社会参加推進協議会の開催 ●障害者週間記念のつどいの開催 R2開催回数：1回 ・障害者週間記念のつどいの開催 ●障害者作品展の開催 R2開催回数：1回 ・障害者作品展の開催 ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 R2参加者数：1,546人 ・生活訓練等事業の実施 ●心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 ・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布・普及 ●コミュニケーションの支援の実施 ・視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進 	事業推進	
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付 R2交付者数：19,108人 ・バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付 ・利便性の向上と障害者の社会参加のさらなる促進に向けた検討 ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 R2交付者数：12,476人 ・重度障害者福祉タクシー利用券の交付 ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行 R2稼働件数：4,253回 ・福祉キャブの運行 	事業推進	
ひきこもり地域支援事業 広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ・ひきこもりに関する一対一相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 ●ひきこもり支援ネットワークの構築 R2ひきこもり支援ネットワーク構築会議開催回数：8回 ・ネットワークの構築に向けた取組の推進 ●ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 R2ひきこもりに関する市民向け講演会の開催回数：1回 R2ひきこもりに関する研修の開催回数：1回 ・市民向け講演会や研修の実施 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向けて、「住宅基本計画」に基づき、バリアフリー化などの住宅の質の向上や、民間事業者等と連携した既存住宅の流通促進、ライフステージに合わせた住み替えの円滑化、多様なニーズに応じた住宅の供給促進などに取り組んでいます。
- 空き家率が比較的低い本市においては、空き家の発生の抑制が重要であることから、「空家等対策計画」に基づき、住宅の良質化や利活用等の予防的な取組、相談体制の充実を進めるなど、総合的な空き家対策を計画的に推進しています。
- 住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、「第4次市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の適切な運営を推進し、長寿命化改善や建替え事業の計画的な実施、子育て世帯向けの期限付き入居制度の導入、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅の有効活用等の取組を進めています。また、増加・多様化する住宅確保要配慮者の安定的な居住確保に向け、居住支援協議会を適切に運営するなど、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいます。



川崎市居住支援協議会による入居者・支援者向けサポートブック

2 施策の主な課題

- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化や少子高齢化の更なる進展など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- 高経年の戸建住宅団地や分譲マンション等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力の低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進や管理適正化に向けた支援の充実などが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化の進展等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市営住宅の有効活用の推進とともに、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 高齢者や子育て世帯等の多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現
- ★ 既存住宅の活用強化と流通促進やマンションの管理適正化等に向けた誘導・支援の推進
- ★ 重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営

4 直接目標

- それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73 % (平成25 (2013) 年度)	70 % (平成30 (2018) 年度)	⇒	77 %以上 (平成30 (2018) 年度)	80 %以上 (令和5 (2023) 年度)
既存住宅の流通シェア率 (まちづくり局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	18.2 % (平成30 (2018) 年度)	—	—	20.2 %以上 (令和5 (2023) 年度)
生活支援施設等の併設や地域と 連携した取組等を行っている市営 住宅の団地 (100戸以上*) の 割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	35.1 % (令和2 (2020) 年度)	24 %以上 (平成29 (2017) 年度)	26 %以上 (令和3 (2021) 年度)	40 %以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 施設の併設等には、一定以上の規模を要することから 100 戸以上の市営住宅を対象としています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」に基づく住宅・住環境に関わる施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた取組の検証・調整 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H30(2018)年調査結果の分析 ●「高齢者居住安定確保計画」に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定(R2) ●子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・供給誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた取組の検討、計画の改定 ・調査結果の取りまとめ ・R5(2023)年調査結果の集計 ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた取組の検討、計画の改定 ・既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導 ・サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ・社会環境の変化等を踏まえたこれまでの誘導施策の検証及び施策の検討 	事業推進	
住宅・マンション良質化支援推進事業 民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●マンションの管理適正化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた検討 ・マンションの管理適正化に向けた支援等の推進と新たな取組の検討 ●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成 <ul style="list-style-type: none"> R2助成件数：13件(681戸) ●住宅の質の向上に向けた講習会や相対等を通じた周知、啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会や相談等を通じた情報提供・普及啓発の実施 R2講習会開催数：2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの管理適正化に関する計画策定に向けた取組の推進 ・マンション管理組合登録・支援制度の実施 ・管理計画認定制度の検討 ・管理の適正化に向けた新たな支援制度の検討 ・マンション管理相談窓口の運営・講習会の実施 ・工事費助成の継続実施 ・講習会やセミナーの開催 ・リフォーム相談窓口の運営 	事業推進	
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定(H30) ●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の運営 ・住み替え等相談や物件情報の提供、同行等支援の実施 ●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・R2支援件数：112件 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた取組の検討、計画の改定 ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 ・居住支援協議会の運営 ・地域の担い手や家主等との連携強化による入居・生活支援の促進 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続の同行等の支援 ・入居支援の実施 	事業推進	
既存ストック活用推進事業 空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源(既存ストック)の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションに関する取組等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション事業の推進 ●リノベーション施設等を活用したイベントの実施によるリノベーションまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施による情報発信・普及啓発、取組の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発の実施 ・これまでの取組の検証を踏まえた新たな取組の実施、継続的な検証の実施 ・新たな参加主体の募集 	事業推進	

事務事業名	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市営住宅等ストック活用事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた検討 ●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進 <ul style="list-style-type: none"> R2実施完了棟数：6棟 ●「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> R1用地活用：1団地 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の改定 ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・建替事業及び改善事業の実施 ・市営住宅用地の活用に関する調整 ・提供公園や社会福祉施設用地の創出 	事業推進
市営住宅等管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への的確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加等への対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・修繕・維持管理の実施 ●よりの確・公平な提供に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・期限付き入居制度の導入（H30） ●社会情勢の変化等を踏まえた市営住宅等管理業務に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・管理代行業務のモニタリングの実施 ●市営住宅等の使用に関する適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の適正管理 ・不適正使用に対する対応等 ●市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・コインパーキング等の管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 ・入居制度の見直しに向けた検討 ・管理代行業務の実施・モニタリング、検証等 ・次期管理方式の検討 ・地域と連携した入居支援の取組の推進、関係機関との連携体制の構築 ・特定公共賃貸住宅の適正な管理・運営 ・使用料の適正管理 ・不適正使用に対する対応等の実施 ・コインパーキング等の管理・運営 ・拡充に向けた調整、公募の実施 	事業推進
空き家利活用推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「空家等対策計画」に基づき、空家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空家活用等の取組を支援します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「空家等対策計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定（予定） ●空家の予防、適正管理、流通に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家団体等と協定締結（R2） ●まちづくりに資する空家利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空家マッチング制度の試行実施 ●管理不全化した空家等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に基づく対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・専門家団体等との協定に基づく相談対応の実施 ・空家化の予防等に向けた支援のしくみの検討 ・専門家団体等と連携した普及啓発の実施 ・空家状況把握のための調査の実施 ・試行的取組の検証、検証を踏まえた取組の推進 ・管理不全化した空家等への対応の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり



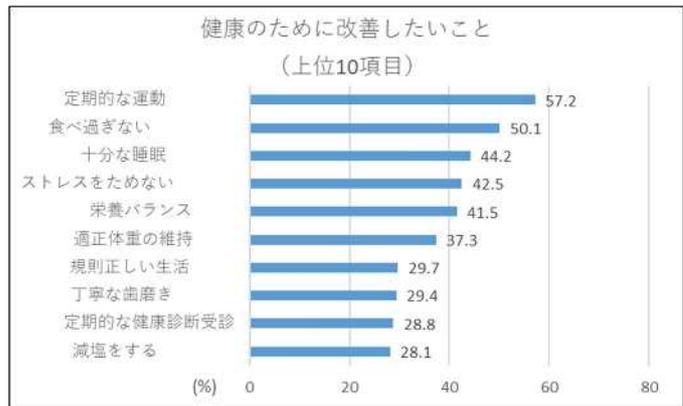
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市民一人ひとりの主体的な健康づくりに向けて、企業や職域関係団体等と連携してイベントや講座等を開催するとともに、生活習慣改善に向けた各種啓発、生活習慣病の発症・重症化の可能性のある方への受診勧奨や保健指導等により、ライフステージに応じた健康づくりの促進と生活習慣病の予防に取り組んでいます。
- 生涯を通じた健康づくりや介護予防は、若い時からの健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切であることから、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。
- がん検診の受診率向上のため、対象となる市民に対し、コールセンターやがん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等の取組を推進しています。



資料：平成 28 (2016) 年度川崎市健康意識実態調査

2 施策の主な課題

- 市民の健康づくりに関する取組が進んでいる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康診断・受診控えや、高齢者の身体機能の低下等が懸念されており、市民が自発的に受診や健康づくり・介護予防に向けた行動をとれるよう支援していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進
- ★ 新しい生活様式を踏まえながら、健康づくりや生活習慣病・介護等の予防の取組、健康診断等の受診につなげるための効果的な情報発信の推進
- ★ 「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進

4 直接目標

- 健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合） （健康意識実態調査）	男性 73.7 % 女性 76.8 % (平成23 (2011) 年度)	男性 71.7 % 女性 79.0 % (平成28 (2016) 年度)	男性 75.5 %以上 女性 78.5 %以上 (平成28 (2016) 年度)	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 (令和8 (2026) 年度)
特定健康診査実施率 特定保健指導実施率 （国民健康保険） （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	24.5 % 6.0 % (平成26 (2014) 年度)	25.9 % 6.4 % (令和元 (2019) 年度)	33 %以上 22 %以上 (平成29 (2017) 年度)	32.5 %以上 10.5 %以上 (令和3 (2021) 年度)	35.5 %以上 13.5 %以上 (令和7 (2025) 年度)
がん検診受診率 （国民生活基礎調査（厚生労働省））	肺がん 44.5 % 大腸がん 40.5 % 胃がん 42.2 % 子宮がん 46.1 % 乳がん 46.1 % (平成25 (2013) 年度)	肺がん 50.5 % 大腸がん 47.3 % 胃がん 53.5 % 子宮がん 48.5 % 乳がん 48.5 % (令和元 (2019) 年度)	肺がん 50 %以上 大腸がん 45 %以上 胃がん 45 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (平成28 (2016) 年度)	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (令和元 (2019) 年度)	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 (令和7 (2025) 年度)
40歳代の糖尿病治療者割合 （国民健康保険） （健康福祉局調べ）	3.1 % (平成26 (2014) 年度)	2.9 % (令和2 (2020) 年度)	3.0 %以下 (平成29 (2017) 年度)	3.0 %以下 (令和3 (2021) 年度)	3.0 %以下 (令和7 (2025) 年度)
食に関する地域での活動に参加する人の割合 （食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）	食育に関する地域活動参加 38.3 % (平成24 (2012) 年度) 食生活改善推進員数 3,862 人 (平成26 (2014) 年度)	食育に関する地域活動参加 31.2 % (令和2 (2020) 年度) 食生活改善推進員数 4,264 人 (令和2 (2020) 年度)	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100 人以上 (平成29 (2017) 年度)	食育に関する地域活動参加 40 %以上 (令和2 (2020) 年度) 食生活改善推進員数 4,300 人以上 (令和3 (2021) 年度)	食育に関する地域活動参加 41 %以上 (令和7 (2025) 年度) 食生活改善推進員数 4,500 人以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等の実施 ・国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施 ● がん検診・特定健診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ・新しい生活様式を踏まえた受診勧奨の実施 ● がん検診の受診率向上に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検診受診歴等のシステムの情報を活用した個別受診勧奨、再勧奨等の実施 ・新しい生活様式を踏まえた受診勧奨の実施 ● がんに対する意識向上の取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施 ・継続実施 	事業推進	

事務事業名	事業内容・目標	
	現状 令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進 ・新しい生活様式を踏まえた取組の推進 ●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や企業と連携した取組の実施 ・継続実施 ●効果的な普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携したイベント実施や広報等の実施 ・継続実施 ●生活習慣病重症化予防の取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者等における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施 ・継続実施 	事業推進
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発活動の実施 ・新しい生活様式を踏まえた様々な主体と連携した取組の実施 ・市民の主体的な健康づくりの更なる促進に向けた取組の実施 ・第3期かわさき健康づくり21の策定 ・中間評価の実施と今後の方向性を踏まえた取組の推進 ●若い世代の健康づくりの取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組（歯っぴーファミリー健診）の実施 ・継続実施 	事業推進
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4期食育推進計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・計画に基づく取組の推進 ・次期計画の策定 ●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進 ・継続実施 	事業推進
国民健康保険特定健康診査等事業 被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期特定健康診査等実施計画」に基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・特定健康診査・特定保健指導の実施及び受診勧奨等の取組の推進 ・次期計画の策定 ●「第2期データヘルス計画」に基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・効率的・効果的な保健事業の実施 ・次期計画の策定 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
成人ぜん息患者医療費助成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 成人の気管支ぜん息患者に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ・成人の気管支ぜん息患者に係る医療費自己負担の一部助成の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な制度の構築を図りながら、気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討 ・制度のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度のあり方の検討及び検討結果を踏まえた取組の推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギー疾患対策基本法及び基本的な指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の方向性の検討 ・方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性の検討及び検討結果を踏まえた取組の推進 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価